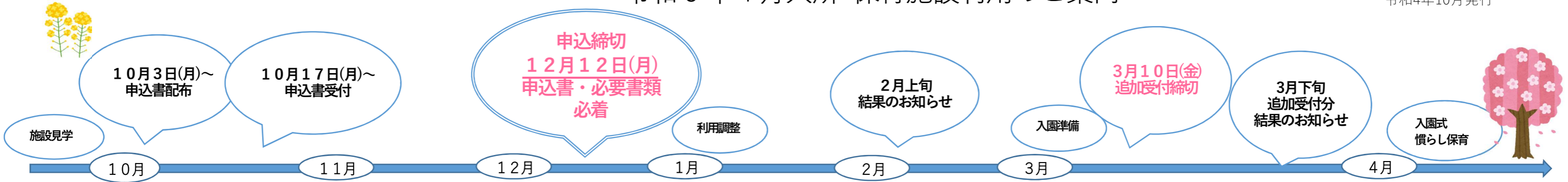


# 令和5年4月入所 保育施設利用のご案内

令和4年10月発行



<p><b>&lt;申込書と必要書類の準備&gt;</b></p> <p>申込書は、各保育施設、各区役所民生子ども係で配布します。</p>	<p><b>&lt;記入済みの申込書と必要書類を準備しお申込みください&gt;</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① オンライン利用申込 10/17~11/28</li> <li>② 区役所受付 (中区役所6F特設会場) 11/18、11/24、12/2</li> <li>③ ①、②で申込みできない場合、10/17~12/12に中区役所4F民生子ども係で受付けます。</li> </ol>	<p><b>&lt;利用調整&gt;</b></p> <p>締切時点でご提出いただいている内容で利用調整をします。</p> <p>希望施設で調整できなかった場合・・・</p> <p>「利用調整を希望する」とした場合は、事前に聞き取りした内容を踏まえ、定員に空きのある施設をご案内します。</p>	<p><b>&lt;決定通知&gt;</b></p> <p>申込の結果は書面で通知を発送します。</p> <p>申込の結果は書面で通知を発送します。保留となった方については、令和6年3月まで、毎月選考をします。内容に変更がなければ、申請書、必要書類の再提出は不要です。</p>	<p><b>&lt;入園準備&gt;</b></p> <p>各保育施設で入所前の面談や健康診断などがあります。</p>	<p><b>&lt;追加の受付&gt;</b></p> <p>空きがある施設について、追加の受付をします。</p> <p>12/12までに申込をしている方は、再度、申込書を提出する必要はありません。</p> <p>希望施設の変更、保育要件の変更などがあれば、締切までに必要書類をご提出ください。</p> <p>追加受付の締切は3月10(金)です。</p>	<p><b>&lt;入園&gt;</b></p> <p>育児休業からの復帰にともなう申込をされた方は、4月中の復帰が必要です。</p> <p>入園後はお子さんが保育施設に慣れるための「慣らし保育」があります(おおむね1週間から10日間)。</p>
---	---	---	--	---	---	---

必要書類の準備・提出

保護者のいずれの方も保育要件と必要書類が必要です。

利用を希望する施設は6園まで記載できます。

なるべく選択肢を広げてご検討いただくことをおすすめします。

締切間際は窓口が大変混み合いますので、11月中の申込をおすすめします。

**★ 発達援助での申込み ★**

申請書、必要書類とあわせて「発達質問票」をご提出ください。

希望する施設には、必ずお子さんと一緒に見学をしてください。

**締切11月9日(水)**

区役所には、「**保育案内人**」がいます。

保育園の制度や利用などについて、お気軽にご相談ください。

- < 保育要件 >**
- 1 就労 (月64時間以上)
  - 2 産前産後
  - 3 疾病等
  - 4 親族介護
  - 5 災害復旧
  - 6 求職活動
  - 7 就学
  - 8 発達援助(おおむね3歳以上)
  - 9 育児休業(3歳児以上)
- お父さんの要件は何番? ( )
- お母さんの要件は何番? ( )

- < 必要書類 >**
- 1 就労証明書\*
  - 2 母子手帳の写し
  - 3 所定の診断書\*または身体、愛護、精神手帳の写し
  - 4 介護に関する申告(証明書)\*
  - 5 罹災証明書
  - 6 求職活動申立書\*
  - 7 就学証明書\*あるいは在学証明書
  - 8 発達質問票
  - 9 就労証明書\*
- お父さんの必要書類は何番? ( )
- お母さんの必要書類は何番? ( )
- \*の用紙は、名古屋公式ウェブサイトからダウンロードできます。
- ★65歳未満の祖父母と同居の場合や、認可外保育施設を利用している場合など、上記の他にも必要な書類をお願いする場合があります。

市公式ウェブサイト 様式等ダウンロード



**★ 見学のポイント ★**

施設への見学は、直接施設に電話で予約をとってください。

見学の際は、自宅から施設までの通いやすさ、開設時間、保育方針、行事、アレルギー対応、実費など、どんなことでもお気軽におたずねください。

**★ つぎの場合は手続きが必要です ★**

- ◎希望施設を変更したい  
→締切日までに希望施設等変更届をご提出ください。
- ◎保育要件の変更、婚姻・離婚など世帯の状況の変更  
→変更後の要件確認ができる書類、認定変更届をご提出ください。

**★ 利用者負担額 ★**

利用者負担額(保育料)は、父母及び生計主宰者である方の市民税所得割額の合計額(令和5年4月~8月は令和4年度分、令和5年9月~令和6年3月は令和5年度分)によって決まります。

階層に対応する月額については、名古屋公式ウェブサイトを確認できます。

\*4月からの保育料は、3月下旬に通知を送ります。

**★ お問い合わせ ★**

中区役所民生子ども課民生子ども係  
〒460-8447 名古屋市中区栄四丁目1-8  
TEL 052-265-2317  
FAX 052-241-6986

なかっこ★ねっとHP  
各施設の概要、利用申込の流れをご確認いただけます。

